

議第29号

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市国民健康保険条例の一部を改正する条例

京都市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号中「第35条の2第1項」の右に「, 第35条の3第1項」を加える。

第17条の2第1項各号列記以外の部分中「及び特定同一世帯所属者」の右に「(以下この項及び次項において「世帯主等」という。)」を加え、「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この項において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り, 年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい, 給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項及び次項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては, 地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗

じて得た金額を加えた金額)」に改め、同条第2項中「世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者」を「世帯主等」に、「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

附則第3項中「及び第2項中」を「中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定により計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。）及び」と、「おける同法」とあるのは「おける地方税法」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」と、同条第2項中」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市国民健康保険条例の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料に係る被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額することができる世帯の所得の基準額を改定する等の必要があるので提案する。